

十六国官印の考古学的研究

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学古代学研究所 公開日: 2024-05-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 朱, 棒, 石黒, ひさ子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/0002000509

十六国官印の考古学的研究

朱 棒

翻訳：石黒ひさ子

六朝璽印の研究について言えば、これまでに三国時期と西晋の官印の様相はかなり明確になっている。しかし十六国時期は政権が分裂割據し、王朝の交代が頻繁であったことから、十六国官印は長らく中国古代璽印研究において難点であった。この時期の官印の識別は先達によっていくつかの試みがなされている。例えば葉其峰「若干東晋十六国南北朝官印国別探析」は太守印から始め、「太守章」の三字の字形の考察を通じて、東晋十六国官印の一部について国の特定を進めている⁽¹⁾。呉生道「兩漢魏晋南北朝時期將軍類武職官印的類型学研究」は「將」字の類型学的分析を通じ、兩漢から南北朝にかけての將官印の系譜の構築を試みている⁽²⁾。しかしながら、十六国官印の時期区分の細分化と地域区分の研究について、特に十六国官印と兩晋官印の関連性については、依然として探索すべき余地が大いに残されている。

近年、十六国官印の出土が相次ぎ、時代が明確でかなり詳細な出土情報を有する十六国官印の基準資料が蓄積していることから、上記の問題についての検討が可能となっている。

1 十六国官印の類型

これまでに考古学的に発見された、または伝世の十六国官印において、その印鈕には主に亀鈕・鼻鈕・駝鈕・馬鈕といった類型がある。

(1) 亀鈕

亀鈕はこれまでに考古学的に出土した十六国官印に最もよく見られる類型であり、亀鈕の形態に基づき、さらに以下の型式に分類できる。

A型：亀は昂首匍匐の状態で、亀の背の頂部の脊線はまっすぐで、胸前に三角の突起がある。背の厚みによって、三つの小分類が可能である。

Aa型：亀の身にかなり厚みがあり、背の両側にはそれぞれ平らな稜線があり、首が上向きであること

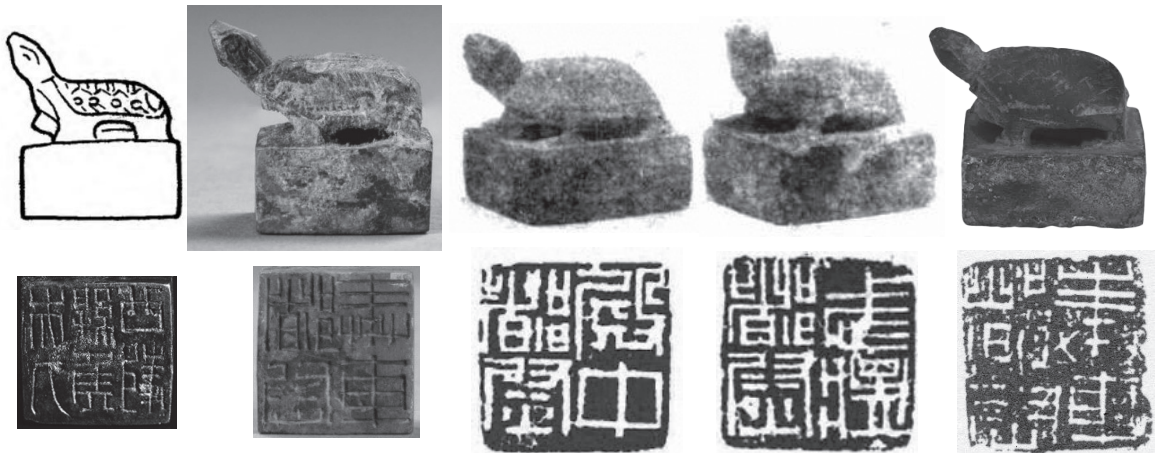


1 奉車都尉（朝陽） 2 淩江將軍章（西寧） 3 関内侯印（南沙河） 4 奉車都尉（小馬莊） 5 觀雀台監（上博）

図1 Aa型亀鈕官印の例

が明確である。朝陽前燕墓〔遼寧省朝陽市〕出土の「奉車都尉」銀印⁽³⁾、青海磚瓦廠十六国墓〔青海省西寧市〕出土の「凌江將軍章」がその代表である⁽⁴⁾。この型に属するものには滕州南沙河磚室墓〔山東省棗莊市〕出土の「関内侯印」と滕州小馬莊〔山東省棗莊市〕出土の「奉車都尉」、上海博物館所蔵の「觀雀台監」（孫P138）等がある⁽⁶⁾。この型の官印は西晋亀鈕の様式を継承して発展させたもので、朝陽前燕墓出土の「奉車都尉」、青海磚瓦廠十六国墓出土の「凌江將軍章」は十六国前期、上海博物館所蔵の「觀雀台監」は後趙官印の基準資料であり、この型の官印は主に十六国前期に流行していたことがわかる。

Ab型：亀の身がわりと薄く、Aa型と比べ明らかに造型がより精緻である。咸陽劉家坡M2〔陝西省咸陽市〕出土の「西陵県侯夫人」⁽⁷⁾、西安香積寺M5〔陝西省西安市〕出土の「奉車都尉」⁽⁸⁾、河北獲鹿県孟同村西磚室墓〔河北省石家莊市〕出土の「殿中都尉」「武猛都尉」⁽⁹⁾、河北内丘〔河北省邢台市〕出土の「武猛校尉」⁽¹⁰⁾、北票〔遼寧省朝陽市〕出土の「殿中都尉」⁽¹¹⁾、山東滕州南沙河磚室墓〔山東省棗莊市〕出土の「奉車都尉」⁽¹²⁾が代表例である。咸陽劉家坡M2と香積寺M5の年代は、発掘簡報では前秦ごろとされている。山東滕州出土の「奉車都尉」の印鈕および「尉」の書法は香積寺出土のものに近く、十六国の政権のうち領域が西安と滕州に及ぶのは前秦のみである。そのため「西陵県侯夫人」と二点の「奉車都尉」印を前秦官印とすることができる。内丘と獲鹿および北票出土の四点の都尉・校尉印は、その「尉」字が西安・滕州で出土した「奉車都尉」と異なるため、十六国前期の別の政権による官印かもしれない。



1 西陵県侯夫人（劉家坡） 2 奉車都尉（香積寺） 3 殿中都尉（獲鹿） 4 武猛都尉（獲鹿） 5 奉車都尉（滕州南沙河）



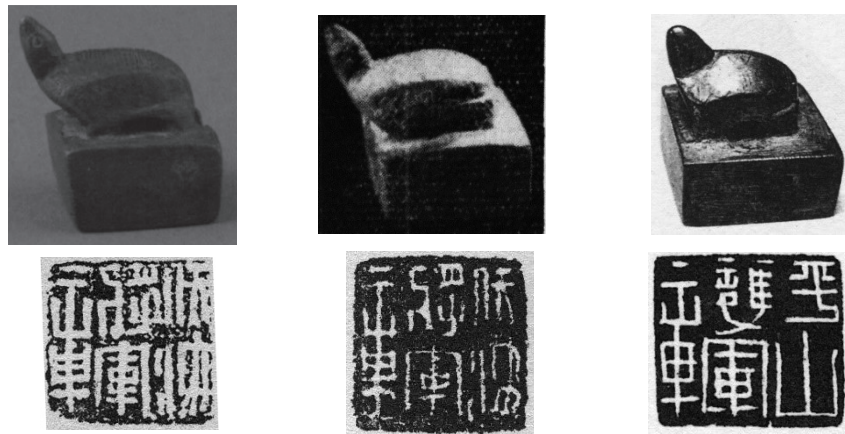
6 武猛校尉（内丘） 7 殿中都尉（北票）

図2 Ab型亀鈕官印の例

Ac型：亀鈕の前端が明確に上向きで、背部と頸部は対角線を描くようであり、胸前には三角状の突起がある。滕州小馬莊磚室墓〔山東省棗莊市〕出土の「永貴亭侯」が代表例であり、時期は十六国前期である⁽¹³⁾。

永貴亭侯（滕州小馬莊）
図3 Ac型亀鈕官印の例

B型：亀の背の隆起が明確で、背の中心とその両側にはそれぞれ一本の稜線があり、稜線の側から見ると膨らみがあり、胸の前に突起状のものは見られない。亀の身はかなり小さく、印台の頂部の余白部分が拡大し、かつ亀の爪も刻まれていない。渭城区窯店鎮西毛村〔陝西省咸陽市〕出土の「伏波將軍章」、固原老墳灣〔寧夏回族自治区固原市〕出土の「伏波將軍章」が代表例であり、この型に属するものにはさらに天津博物館所蔵の「平山護軍章」等がある。この型の官印の「章」字の書法はいずれも似ていて、同一政権によるものとすべきである。このような「章」字の書法は後趙や前秦の官印に見られないことを考慮すると、後秦の官印に特有のものと推測できる。



1 伏波將軍章（咸陽）

2 伏波將軍章（固原）

3 平山護軍章（天津博）

図4 B型亀鈕官印の例

C型：北燕馮素弗墓〔遼寧省朝陽市〕出土の「車騎大將軍章」「大司馬章」「遼西公章」を代表例とし、⁽¹⁶⁾ 亀の首はほぼ直角に上を向き、前腹が印台と接する部分はほぼ直角で、前身部分がやや高く、身と印台の間は長方形の穴によって足が示されている。この型に属するものには故宮博物院所蔵の「趙郡太守章」等がある。そのうち馮素弗墓出土の三点の印は間違いなく北燕の官印である。趙郡は後燕の属地であったが、北燕はそこを領有したことはないので、「趙郡太守章」は後燕の官印とすべきである。この型は主に後燕・北燕に見えるものといえる。



1 車騎大將軍章（馮素弗墓）

2 大司馬章（馮素弗墓）

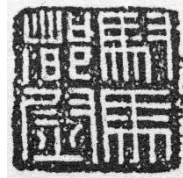
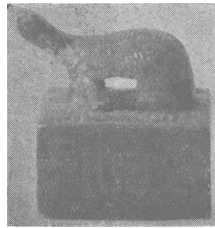
3 遼西公章（馮素弗墓）

4 趙郡太守（故宮）

図5 C型亀鈕官印の例

D型：大夏国の都城である統萬城出土の「駙馬都尉」が代表例であり、⁽¹⁷⁾ 亀の体はかなり小さく、頸がわりと長く、背は弧線を呈している。出土地点から判断して、大夏国の官印とすべきもので、その「尉」字の書法は明らかに東晋や十六国のその他の政権の官印とは異なっている。

E型：馮素弗墓出土の「范陽公章」を代表例とし⁽¹⁸⁾、亀の背は半球状で、足は柱状である。「范陽公」は馮素弗の後燕での封爵号であり、この印は馮素弗が生前に実用した官印とすべきである。



駙馬都尉（統萬城）

図6 D型亀鈕官印の例

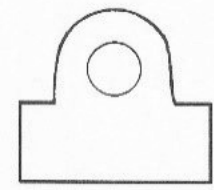


范陽公章（馮素弗墓）

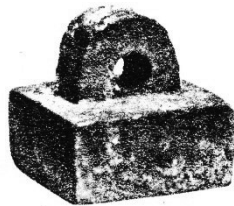
図7 E型亀鈕官印の例

(2) 鼻鈕

鼻鈕は隋唐以前の官印で最もよく見られる類型であるが、考古学的に出土した十六国の鼻鈕官印は少なく、現在までに咸陽師院 M4〔陝西省咸陽市〕出土の「榆麋令印」があるのみで、その墓葬の時期は後趙ごろである。これと近いものには故宮博物院所蔵の後趙官印の基準資料である「鄴宮監印」、台北故宮博物院所蔵の「臨涇令印」「試守陰密令印」等がある。



1 榆麋令印（咸陽）



2 鄴宮監印（故宮）



3 臨涇令印（台北故宮）



4 試守陰密令印（台北故宮）

図8 十六国鼻鈕官印の例

(3) 駝鈕

漢晋時期には、駝鈕・馬鈕・羊鈕は一般的に中原王朝が北方遊牧民族に与えた官印によく見られる様式で、駝鈕官印は匈奴・羌・氐および胡族の首領に多く与えられている。考古学的に出土した十六国の駝鈕官印には咸陽空港新城雷家村 M2〔陝西省咸陽市〕出土の「副部曲将」があり、その墓葬の時期は十六国早期で、筆者はこの種の駝鈕官印は漢趙国に特有のものであると論じたことがある。⁽²⁰⁾

(4) 馬鈕

漢晋時期、馬鈕官印は鮮卑・烏丸・夫余・高句驪等の東胡民族の首領に多く与えられている。考古学的に出土した十六国の馬鈕官印には甘肅涇川窖蔵〔甘肅省平涼市〕出土の「歸義侯印」があり、これと近いものに上海博物館所蔵「歸義侯印」や故宮博物院所蔵の「歸趙侯印」「親趙侯印」「部曲将印」「関中侯印」があり、いずれも後趙の官印である。



副部曲将 (咸陽)

図9 十六国駝鈕官印の例



1 歸義侯印 (涇川) 2 歸義侯印 (上博) 3 歸趙侯印 (故宮) 4 親趙侯印 (故宮)

図10 十六国馬鈕官印の例

2 十六国官印と兩晋官印の關係

まず十六国と兩晋時期の龜鈕官印の關係を見ると、下図に示すように、西晋の龜鈕では主に劉弘墓〔湖南省常德市〕出土の「鎮南將軍章」と「宣成公章」の二つの型式が流行し、前者は十六国前期に流行した

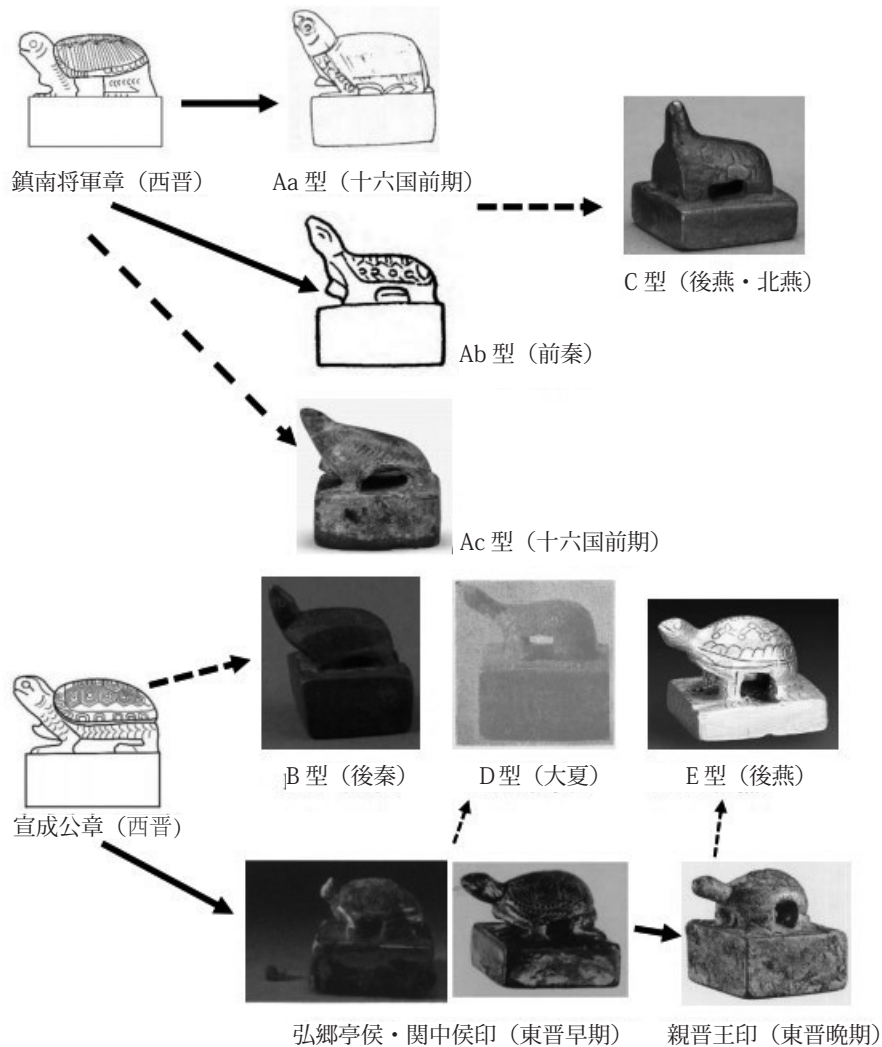


図11 兩晋十六国龜鈕官印の變化 (非実寸大)

A型亀鈕の直接の淵源である。十六国における亀鈕の多様性は、政権毎に異なる亀鈕の形態を採用したことによるものである。東晋前期の亀鈕の基準資料には韶関東晋墓〔広東省韶関市〕出土の「弘郷亭侯」⁽²²⁾が、後期の基準資料には故宮博物院所蔵の「新定県侯之印」と『盛世璽印録統一』所収の「親晋王印」があり、どちらも亀の背は弧形に隆起していて、「宣成公章」から発展変化したものである。興味深いことに、後燕官印の基準資料である「范陽公章」は、印鈕の形態においては東晋晩期の「親晋王印」「新定県侯之印」に非常に近いが、これ以外の後燕・北燕官印であるC型亀鈕とは大きく異なる。

「榆麩令印」に代表される十六国前期の鼻鈕官印では、西晋の鼻鈕の基礎の上に印鈕が小さくなる方向で発展していく。十六国晩期の官印では時期の明確な考古学的出土品を見ていないが、故宮所蔵の「汝陽令印」、武威博物館所蔵の北涼「臨松令印」⁽²³⁾から見て、十六国の鼻鈕官印には時期が遅れるほど鈕が小型化する傾向があるようである。東晋官印の基準資料で、これと近いものには山東滕州南沙河 M2〔山東省棗荘市〕出土の「遂昌令印」、広州「大(太)興二年」周氏墓〔広東省広州市〕出土の「部曲督印」⁽²⁴⁾、泉州南安豊州獅子山 M1 東晋「太元三年」墓〔福建省泉州市〕出土の「部曲将印」⁽²⁵⁾があり、いずれも東晋前期の官印である。東晋晩期官印の基準資料では、例えば南京棲霞宮窯村東晋墓〔江蘇省南京市〕出土の「琅邪國中尉司馬」⁽²⁶⁾、鑿山山房所蔵の「峻平陵令」は、いずれも大型の碑状の鼻鈕に変化し、さらに高さを増す方向に発展して、最終的には南朝後期の高碑状の鼻鈕に変化する。北方の十六国鼻鈕官印と南方の東晋南朝官印は完全に相反する方向で発展していき、前者では鼻鈕は徐々に小さくなり、後者では徐々に大きくなっている。このような「分道揚鑣〔袂を分かつ〕」的な現象は、隋が陳を滅ぼした後、北朝後期以後の環状鼻鈕によって統一されることになる。

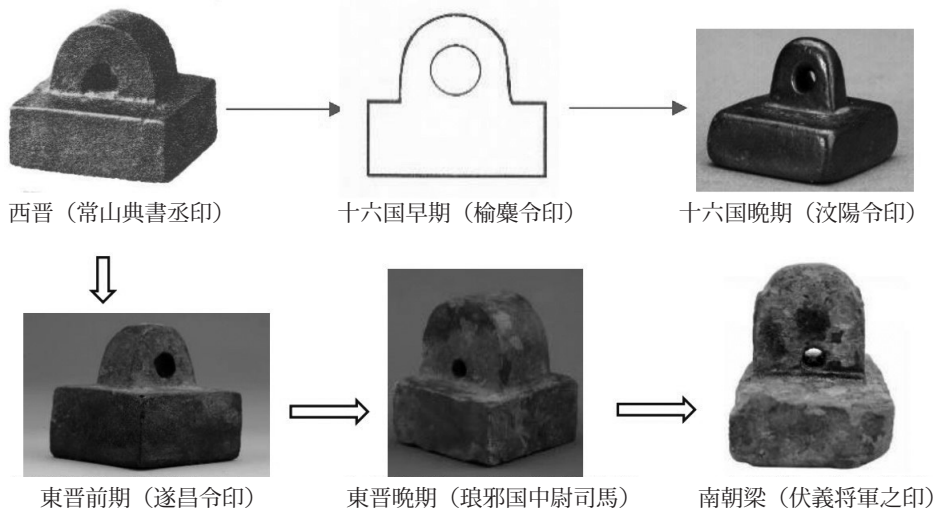


図 12 両晋十六国鼻鈕官印の変遷（非実寸大）

印文の風格について言えば、北方ではおおよそ前秦から始まる傾向として印文に粗雑なものが現れ、かつて「急就章」といわれたものは、実際にはこのような印章を指すことが多かった。もっともよく見られる将官印を例にとると、西晋から十六国末期にかけて、北方官印の「将」字は、繁体から簡体へ、整った

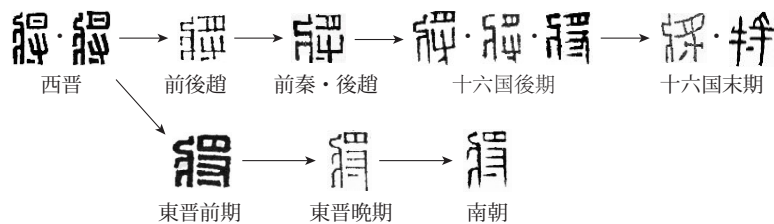
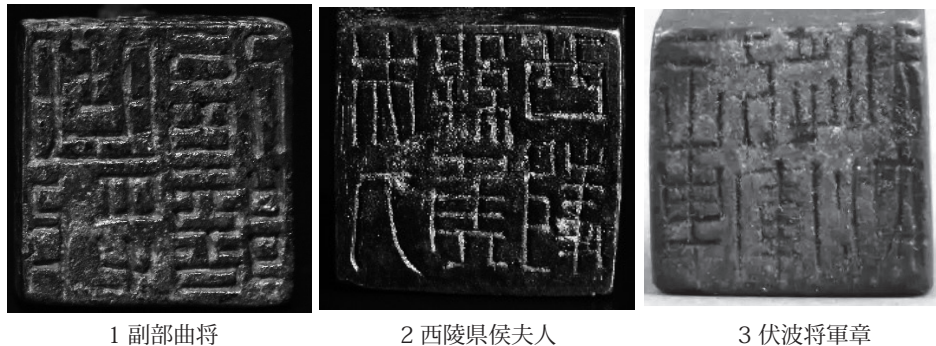


図 13 両晋十六国「将」字の変化

ものから粗雑なものへ、篆書から隸書への変化を辿る。これに対し、東晋から南朝の官印の「将」字の字形の変化は大きくはないが、筆画は細く書かれる傾向があり、南朝時期には縦画の末端を細く尖らせた「懸針篆」が広く採用された。

印文の鑿刻方法については、十六国後期に漢晋時期の「双刀」が「単刀」に変わり、印文の筆画は均整がとれた両頭方正を標準とする「繆篆」から一端が鋭利な「懸針篆」の風格へと変化する。東晋十六国前期には、印文にはすでに細くなる傾向が現れ始めるが、筆画の両端は依然として比較的平らで、この時もなお「双刀」の鑿刻であり、例としては咸陽空港新城出土の漢趙国「副部曲将」がある。前秦以降、北方の印文は明確に粗雑化の様相を呈し、一転して一端が鋭利な「単刀」刻となるが、その例としては咸陽出土「西陵県侯夫人」「伏波將軍章」が挙げられる。この変化は將軍類の武職官印で特に顕著であり、このような変化をもたらした原因としては、その始まりは軍事衝突が頻発し、武職官印の需要がかなり大きく急を要するものであったことに関わるはずである。⁽²⁷⁾ 時間の経過に伴って、もとは武職官印に発生したこのような鑿刻技術と印文の風格の変化が、その他の官印の製作にも影響を与え、時代全体の風格の転換へと拡大していったのである。⁽²⁸⁾



1 副部曲将

2 西陵県侯夫人

3 伏波將軍章

図14 十六国官印鑿刻方式の例

3 十六国官印の埋蔵習俗

ここまで述べてきた考古学的に出土した十六国官印には、主に墓葬と窖蔵の二つの埋蔵方法がある。窖蔵に属することが明確なものは、今のところ涇川玉都鎮の一例のみである。馬鈕の「帰義侯印」は、出土時には鍍金銅仏像一点・銅鑊門〔三足で取手のついた器皿〕二点・銅鈴三点とともに、二点の対扣〔バックル〕のある銅盆の中に置かれていた。⁽²⁹⁾ この窖蔵の時代は出土した「帰義侯印」より後趙ごろとされ、一緒に出土した仏像や銅盆、銅鈴が仏教と関連することから、埋蔵の性格には仏教と密接な関係があるのかもしれない。

十六国の墓葬で副葬された官印は、出土時には多くが棺内で発見されており、埋葬時には多くは金飾、銅鏡(または鉄鏡)等の身の回り品や三叉型器・硯・墨等の文房用具の近くに置かれていた。香積寺 M5 の「奉車都尉」、劉家坡 M2 の「西陵県侯夫人」は出土時にはいずれも棺室の中段付近、およそ墓主の腰のあたりに置かれ、これは墓主が生前に佩印していた位置に一致する。

興味深いことに、青海西寧磚瓦廠十六国墓では「淩江將軍章」のほかに、官印を収納する角製の印匣も出土している。⁽³⁰⁾ 印匣の全体は半球形で、外壁の四周には精細な四神紋が彫られ、頂部には龍虎紋が刻まれていて、外底の中間に印章を入れるための方形の穴があり、印匣内部には亀鈕官印の形状に穴が作られていて、亀首の置かれる位置には斜め方向の通路があって外へと通じ、腹部には装着用の二つの穴が穿たれている。この印匣からわかるように、当時は文献記載にあるような印囊(あるいは鞞囊ともいう)を使って印章を収納することが流行していただけでなく、さらに印匣という新たな収納方法も存在していたのである。

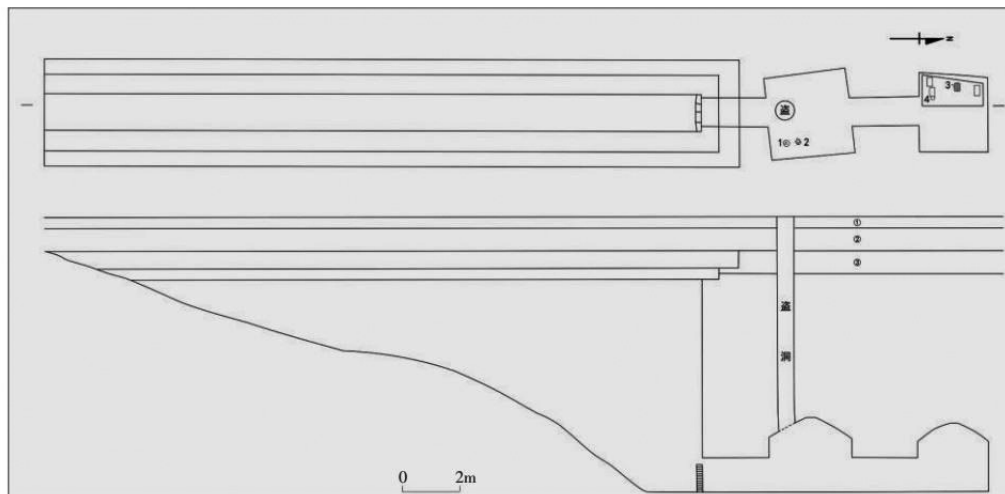


図 15 香積寺 M5 平面図での銅官印出土位置

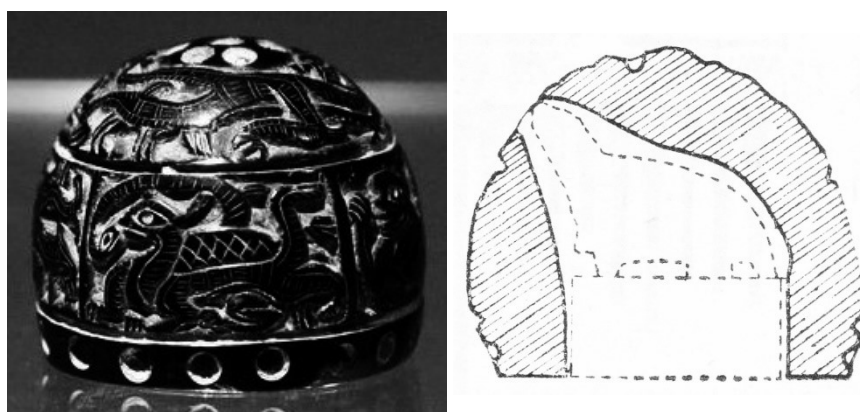


図 16 西寧十六国墓出土「凌江將軍章」角製印匣と印収納の方式

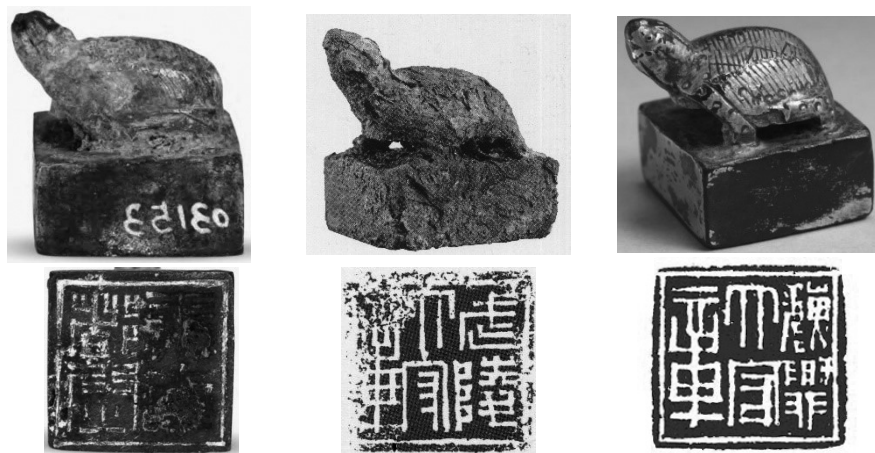
漢六朝時期、天子は有功の大臣に副葬用の官印をよく下賜している。下の表に示したように、馮素弗墓出土の「大司馬章」「車騎將軍章」「范陽公章」「遼西公章」は、墓主の身分が高いことから、天子から下賜された印綬を副葬品の中に入れることが可能になった事例と言える。「西陵県侯夫人」の品秩は未詳であるが、西晋県侯は三品であることから、その夫人は龜鈕銀印を用いたもので、身分は高くはないが、封爵印として下賜されて副葬されたという可能性も存在する。凌江將軍、伏波將軍は兩晋では五品であり、その他の官印は全て六品以下であって、いずれも下賜されて副葬されるという礼遇の可能性は極めて低い。一般的に、魏晋南北朝時期の朝官や地方官員が辞職する時には印綬を返還しなければならないが、武官印、三都尉等の加官印の回収に関する記載はあまり見られない。これは兵を領する武官は戦時に陣中で死亡する可能性が常にあり、この時期の軍隊は多くが部曲〔私的な隷属民〕や家兵によって構成され、個人への属性がかなり強烈であったことから、加官は特定の行政機能をもたず、往々にして天子の臣下に対する一種の礼遇的な奨励であるため、加官印を副葬することも制度違反とはならなかったのであろう。職官の類型からみて、十六国墓葬から出土する官印のうち、加官印と武官印は 70%以上を占め、当時戦争が頻発し、官員が頻繁に転遷し、虚銜〔肩書きだけの職〕が氾濫した社会の現実を反映している。実際、十六国墓葬におけるこれら官印の副葬状況とその原因は、基本的には三国兩晋南北朝時期を通じた官印の副葬状況と合致するものである⁽³¹⁾。しかし、咸陽師院 M4「榆麋令印」の副葬の状況はやや特殊で、七品で六百石でしかない県令（晋宋制度による）が、官印を下賜され副葬するという礼遇を得た可能性は極めて低い。東晋南朝

で滑石による地方官印の明器が副葬された情況に比して、この「榆麩令印」は後趙ではそれほど厳格な副葬印の制度や規定が形成されていなかった可能性を反映するものである。北方の十六国政權では交代が絶え間なかったことから、「榆麩令印」も後趙政權が滅ぼされた時期またはその後、墓主が印綬を返還する術がなくそのまま副葬された可能性も排除することはできない。

表1 墓葬から出土した十六国官印職官の類型的統計

副葬された理由	職官類型	印文 (括弧内は官品、括弧外のアラビア数字は数量)			数量
副葬用として賜与	朝官	大司馬章 (一)			1
	封爵	范陽公章 (一) 遼西公章 (一)	永貴亭侯 (五) 関内侯印 (六)	西陵県侯夫人	5
	武官	車騎將軍章 (一)			1
厳格な回収制度の未整備	武官	凌江將軍章 (六) 伏波將軍章 (六) 2	武猛校尉 (八)	武猛都尉 副部曲將 (九品外)	6
	加官 (三都尉)	奉車都尉 (六) 4 駙馬都尉 (六) 殿中都尉 (六) 2			7
	蛮夷印				1
特例	地方官	榆麩令印 (七)			1

最後に、滕州南沙河磚室墓という大変興味深い墓葬の事例を考察したい。この墓では先に述べた二点の十六国官印「奉車都尉」と「関内侯印」が出土した以外に、二点の十六国とは明らかに異なる風格の「遂昌令印」と「奉車都尉」が副葬されている。「遂昌令印」は東晋官印の基準資料であり、⁽³²⁾「奉車都尉」の龜鈕は東晋官印の基準資料である「武陵太守章」「魏興太守章」と近く、いずれも辺框〔文字の枠〕があり、東晋官印であることは疑いない。東晋から十六国前期、滕州は後趙および前燕の領地となっていたため、「遂昌令印」の所有者はもとは東晋で遂昌県令を担い、その後何らかの理由で後趙あるいは前燕の領地へと到って、関内侯に封じられ、車都尉（この印は辺框のないもの）を加奉されて、死後にこれらの官印を副葬されたのである。



1 奉車都尉 (滕州南沙河) 2 武陵太守章 (盛世璽印録) 3 魏興太守章 (台北故宮)

図17 滕州南沙河出土の辺框のある「奉車都尉」と東晋官印基準資料との対比

注

- (1) 葉其峰「若干東晋十六国南北朝官印国別探析」、『第五届“孤山證印”西泠印社國際印学峰会論文集』、西泠印社出版社、2019年。
- (2) 吳生道「兩漢魏晋南北朝時期將軍類武職官印的類型学研究」、『叩問西東——水濤先生与其弟子問学集』、文物出版社、2019年。
- (3) 田立坤「朝陽前燕奉車都尉墓」『文物』1994年第11期。
- (4) 盧耀光・尚傑民・賈鴻鍵「青海西寧市發現一座北朝墓」『考古』1989年第6期。
- (5) 滕縣博物館「山東滕縣出土兩批銅印」『考古』1980年第6期。
- (6) 孫慰祖『孫慰祖璽印封泥与篆刻研究文選』上海古籍出版社、2019年、第138頁。
- (7) 陝西省文物考古研究院「陝西咸陽坡劉村十六国墓 M2 發掘簡報」『考古与文物』2023年第2期。
- (8) 西安市文物考古研究所「西安香積寺十六国墓地發掘簡報」『中原文物』2021年第1期。
- (9) 楊莉菲「獲鹿県出土兩方銅質官印」『文物春秋』1995年第1期。この論文では二つの磚室墓を「東漢磚室墓」としているが、時期判断の根拠は説明されていない。出土した官印から見ると、十六国時代の墓葬とすべきである。
- (10) 紀祥「河北内丘県出土一方官印」『考古』1987年第6期。
- (11) 王永蘭「北票出土の十件印章浅釋」『文物天地』2023年第7期。
- (12) 滕縣博物館「山東滕縣出土兩批銅印」『考古』1980年第6期。
- (13) 注(12)と同じ
- (14) 李朝陽・馬先登「咸陽市楊陵区出土的一批秦漢印章与考釈」『文物春秋』1994年2期。
- (15) 鐘侃「寧夏固原県出土文物」『文物』1978年第12期。
- (16) 黎瑤渤「遼寧北票県西官營子北燕馮素弗墓」『文物』1973年第3期。
- (17) 陝北文物調査徵集組「統萬城遺址調査」『文物參考資料』1957年第10期。
- (18) 黎瑤渤「遼寧北票県西官營子北燕馮素弗墓」『文物』1973年第3期。
- (19) 咸陽市文物考古研究所『咸陽十六国墓』、文物出版社、2006年、第15頁。後趙「豊貨」銭を伴うことから、発掘者は墓葬と官印の時期を後趙としており、筆者もこれに従う。
- (20) 朱棒「再論甘肅涇川銅器窖藏出土金銅佛像的年代及相關問題」『美術觀察』2021年第2期。
- (21) 劉玉林「甘肅涇川出土的古代官印」『考古与文物』1988年第1期。
- (22) 張歆「韶関東晋古墓出土龜鈕鍍金銅印的保護」『文物保護与修復紀実——第八届全国考古与文物保護（化学）學術會議』、広東、2004年。
- (23) 黎大祥「甘肅武威發現北涼“臨松令印”」『文物』1997年第9期。
- (24) 広州市文物管理处「広州晋墓清理簡報」『文物資料叢刊』第8輯、第60-64頁。
- (25) 晋江地区文物管理委員会・泉州市文物管理委員会「福建南安豊州獅子山東晋墓」『考古』1983年11期。
- (26) 韓雨霽・胡玉梅「〈琅琊榜〉中的琅琊閣就在南京」『現代快報』2017年8月10日。
- (27) 東晋官印の印文鑿刻にも筆画細化の傾向は現れるが東晋末期になると、例えば「琅邪国中尉司馬」「峻平令印」等の官印でも筆画の末端が鋭くなるという現象は見られず、「伏羲將軍之印」「巴陵子相之印」「綏寧子相之印」に代表される南朝官印には普遍的に単刀による刻鑿や粗雑になった「懸針篆」の印文が用いられている。
- (28) 『三国志』李催伝の注に引く『魏書』に掲載される楊奉、韓暹が献帝を以て都安邑を都としたという部分に「競表拜諸宮壁民為部曲，求其礼遺。醫師、走卒，皆為校尉，禦史刻印不供，乃以錐畫，示有文字，或不時得」とある。この時の天子は蒙塵し逃避中で、苦しい条件にあり、礼贈の求めから広く将官を授ける必要にあって禦史が刻印するも足らず、錐で浅く書いた印文で代替した、という。これは漢末の状況であるが、十六国時代の印文鑿刻方法と風格の変化にも参考となる。『三国志』卷六『魏書』李催伝、第187頁。
- (29) 劉玉林「甘肅涇川県發現一批西秦窖藏文物」『文物資料叢刊』第8輯、第74-76頁。
- (30) 盧耀光・尚傑民・賈鴻鍵「青海西寧市發現一座北朝墓」『考古』1989年第6期。
- (31) 朱棒『三国兩晋南北朝隨葬官印研究』（近日刊行予定）。
- (32) 簡報ではもとは「遂昌令印」を東呉の官印としていたが、最近これを東晋官印であると指摘した学者がいる。張鼎「孫呉官印辨——以山東出土“遂昌令印”為中心」『書法』2022年第4期参照。

附表 考古出土十六国官印

時代	印文	鈕型・素材	法量	出土地点	図版
前趙	副部曲将	駝鈕銅印	2.5 × 2.4 - 3.3	〔陝西省咸陽市〕 咸陽空港新城雷家村 M2	図 9
後趙	歸義侯印	馬鈕銅印	2.5 × 2.4 - 3.3	〔甘肅省平涼市〕 甘肅涇川窖藏	図 10
後趙	榆麩令印	鼻鈕銅印	2.5 × 2.5 - 2.3	〔陝西省咸陽市〕 咸陽師院 M4	図 8-1
前燕	奉車都尉	Aa 型龜鈕銀印	2.4 × 2.4 - 3.2	〔遼寧省朝陽市〕 朝陽他拉皋鄉菠榛溝村石槨墓	図 1-1
前秦	奉車都尉	Ab 型龜鈕銅印	2.2 × 2.0 - 2.7	〔陝西省西安市〕 西安香積寺 M5	図 2-2
前秦	西陵県侯夫人	Ab 型龜鈕銀印	1.9 × 1.9 - 2.0	〔陝西省咸陽市〕 咸陽劉家村 M2	図 2-1
前秦	奉車都尉	Ab 龜鈕銅印	2.5 × 2.5 - 3.0	〔山東省棗莊市〕 滕州南沙河磚室墓	図 2-5
十六国 早期	凌江將軍章	Aa 型龜鈕銅印	2.3 × 2.3 - 2.9	〔青海省西寧市〕 青海西寧青海磚瓦廠磚室墓	図 1-2
	奉車都尉	Aa 龜鈕銅印	2.5 × 2.5 - 2.7	〔山東省棗莊市〕 滕州小馬莊磚室墓	図 1-4
	殿中都尉	Ab 龜鈕銅印	2.4 × 2.4 - 2.5	〔河北省石家莊市〕 河北獲鹿県孟同村西磚廠 工地磚室墓	図 2-3
	武猛都尉	Ab 龜鈕銅印	2.5 × 2.5 - 2.7	〔河北省石家莊市〕 河北獲鹿県孟同村西磚廠 工地磚室墓	図 2-4
	武猛校尉	Ab 龜鈕銅印	2.3 × 2.3 - 2.6	〔河北省邢台市〕 河北内丘青山	図 2-6
	殿中都尉	Ab 龜鈕銅印	2.2 × 2.2 - 2.2	〔遼寧省朝陽市〕 北票馬友營蒙古族鄉巴思營村	図 2-7
	永貴亭侯	Ac 龜鈕銅鑲金	2.5 × 2.5 - 2.4	〔山東省棗莊市〕 滕州小馬莊磚室墓	図 3
	関内侯印	Aa 龜鈕銅印	2.5 × 2.5 - 3.0	〔山東省棗莊市〕 滕州南沙河磚室墓	図 1-3
後秦	伏波將軍章	B 型龜鈕銅印	2.3 × 2.3 - 3.0	〔陝西省咸陽市〕 渭城区窯店鎮西毛村磚室墓	図 4-1
後秦	伏波將軍章	B 型龜鈕銅印	2.3 × 2.3 - 3.0	〔寧夏回族自治区固原市〕 寧夏固原草廟鎮磚室墓	図 4-2
大夏	駙馬都尉	D 龜鈕銅印	准确尺寸不詳	〔陝西省榆林市〕 統萬城附近徵集	図 6
後燕	范陽公章	E 型龜鈕金印	2.27 × 2.35 - 1.98	〔遼寧省朝陽市〕 馮素弗墓	図 7
北燕	遼西公章	C 型龜鈕銅鑲金	2.46 × 2.22 - 2.75	〔遼寧省朝陽市〕 馮素弗墓	図 5-3
	車騎將軍章	C 型龜鈕銅鑲金	2.46 × 2.22 - 2.75		図 5-1
	大司馬章	C 型龜鈕銅鑲金	2.46 × 2.22 - 2.75		図 5-2

【挿図出典】

- 図 1-1：田立坤「朝陽前燕奉車都尉墓」『文物』1994 年第 11 期。
- 図 1-2：盧耀光・尚傑民・賈鴻鍵「青海西寧市發現一座北朝墓」『考古』1989 年第 6 期。
- 図 1-3：孫兵「唯印示信——滕州市博物館藏印章考釈」『收藏家』2022 年第 5 期。
- 図 1-4：筆者撮影。
- 図 1-5：孫慰祖『孫慰祖璽印封泥与篆刻研究文選』上海古籍出版社，2019 年。
- 図 2-1：陝西省文物考古研究院「陝西咸陽坡劉村十六国墓 M2 發掘簡報」『考古与文物』2023 年第 2 期。
- 図 2-2：西安市文物考古研究所「西安香積寺十六国墓地發掘簡報」『中原文物』2021 年第 1 期。
- 図 2-3：楊莉非「獲鹿県出土兩方銅質官印」『文物春秋』1995 年第 1 期。
- 図 2-4：楊莉非「獲鹿県出土兩方銅質官印」『文物春秋』1995 年第 1 期。
- 図 2-5：孫兵「唯印示信——滕州市博物館藏印章考釈」『收藏家』2022 年第 5 期。
- 図 2-6：紀祥「河北内丘県出土一方官印」『考古』1987 年第 6 期。
- 図 2-7：王永蘭「北票出土的十件印章浅釈」『文物天地』2023 年第 7 期。
- 図 3：孫兵「唯印示信——滕州市博物館藏印章考釈」『收藏家』2022 年第 5 期。
- 図 4-1：劉曉東「咸陽博物館收藏的三方古代武官印考釈」『文博』2013 年第 5 期。
- 図 4-2：寧夏博物館ホームページ (<https://www.nxbwg.com/>)

- 図 4-3：天津市藝術博物館『天津市藝術博物館藏古璽印選』、文物出版社、1997 年。
- 図 5-1：遼寧省博物館『北燕馮素弗墓』文物出版社、2015 年。
- 図 5-2：遼寧省博物館『北燕馮素弗墓』文物出版社、2015 年。
- 図 5-3：遼寧省博物館『北燕馮素弗墓』文物出版社、2015 年。
- 図 5-4：(印鈕) 故宮博物院ホームページ (<https://www.dpm.org.cn/Home.html>)。
(印面) 羅福頤『秦漢南北朝官印徵存』、文物出版社、1987 年
- 図 6：陝北文物調查徵集組「統萬城遺址調查」『文物參考資料』1957 年第 10 期。
- 図 7：遼寧省博物館『北燕馮素弗墓』文物出版社、2015 年。
- 図 8-1：咸陽市文物考古研究所『咸陽十六国墓』、文物出版社、2006 年。
- 図 8-2：羅福頤『故宮博物院藏古璽印選』、文物出版社、1982 年。
- 図 8-3：(台北) 國立故宮博物院『故宮璽印選萃』、光復書局、1974 年。
- 図 8-4：(台北) 國立故宮博物院『故宮璽印選萃』、光復書局、1974 年。
- 図 9：陝西省文物考古研究院提供。
- 図 10：朱棒「再論甘肅涇川窖藏出土金銅佛像的年代及相關問題」『美術觀察』2021 年第 2 期。
- 図 11：(鎮南將軍章・宣成公章) 朱棒「後漢魏晉龜鈕分類・断代研究」『古代学研究所紀要』2021 年。
(弘鄉亭侯) 張歡「韶關東晉古墓出土龜鈕鎏金銅印的保護」『文物保護與修復紀實——第八屆全國考古与文物保護(化学)學術會議』2004 年。
(関中侯印) 神田喜一郎『中国古印図録』、大谷大学、1964 年。
(親晉王印) 吳硯君『盛世璽印録統一』、文化藝術出版社、2017 年。
- 図 12：(常山典書丞印) 羅福頤『故宮博物院藏古璽印選』、文物出版社、1982 年。
(汝陽令印) 故宮博物院ホームページ (<https://www.dpm.org.cn/Home.html>)。
(遂昌令印) 張鼎「孫吳官印辨——以山東出土“遂昌令印”為中心」『書法』2022 年第 4 期。
(琅邪國中尉司馬) 南京市考古研究院提供。
(伏羲將軍之印) 趙胤宰「韓國百濟故地出土南朝官印淺析」『東南文化』2012 年第 6 期。
- 図 14-1：陝西省文物考古研究院提供。
- 図 14-2：陝西省文物考古研究院「陝西咸陽坡劉村十六国墓 M2 發掘簡報」『考古与文物』2023 年第 2 期。
- 図 14-3：劉曉東「咸陽博物館收藏的三方古代武官印考釈」『文博』2013 年第 5 期。
- 図 15：西安市文物考古研究所「西安香積寺十六国墓地發掘簡報」『中原文物』2021 年第 1 期。
- 図 16：盧耀光・尚傑民・賈鴻鍵「青海西寧市發現一座北朝墓」『考古』1989 年第 6 期。
- 図 17-1：孫兵「唯印示信——滕州市博物館藏印章考釈」『收藏家』2022 年第 5 期。
- 図 17-2：吳硯君『盛世璽印録統一』、文化藝術出版社、2017 年。
- 図 17-3：(台北) 國立故宮博物院『故宮璽印選萃』、光復書局、1974 年。